

---

# 工場立地法に基づく 特定工場届出の手引き

---

一関市商工労働部工業課工業振興係

---

## (目次)

1. 工場立地法の概要	1
1-1. 目的	1
1-2. 工場立地に係る条件	1
1-3. 届出手続き	4
1-4. 団地特例	6
2. 用語の解説	7
工場立地法条文	10
届出記載例	
届出様式	

## 1.工場立地法の概要

### 1-1. 目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように定められるものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

### 1-2. 工場立地に係る条件

<p>届出対象工場(特定工場) 業種: <u>製造業、電気・ガス・熱供給者</u> (水力、地熱発電所除く) 規模: <u>敷地面積 9,000㎡以上</u> 又は <u>建築面積 3,000㎡以上</u></p>
---

新設・変更の届出	工事着工の90日前まで (短縮申請の場合、30日前まで)
----------	------------------------------

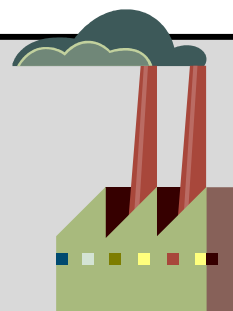
1 敷地面積に対する生産施設の割合	30% ~ 65%
2 敷地面積に対する緑地面積の割合	(工業専用地域及び工業地域) 10%以上  (その他の地域) 15%以上
3 敷地面積に対する環境施設面積の割合	(工業専用地域及び工業地域) 15%以上  (その他の地域) 20%以上

一関市では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定に基づき、緑地及び環境施設の面積割合を緩和しています。

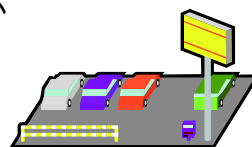
(工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方)

## 工場敷地

生産施設の面積の割合の上限が業種によって30 ~ 65%に決められています。



その他の施設(駐車場、事務所、研究所、倉庫等)に関する規制はありません。



### 敷地面積に対する緑地を含む環境施設の面積割合

(工業専用地域及び工業地域) 15%以上  
(その他の地域) 20%以上



### 敷地面積に対する緑地の面積割合

(工業専用地域及び工業地域) 10%以上  
(その他の地域) 15%以上

(業種別生産施設面積率)

業種の区分		生産施設 面積率
第1種	科学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 石油精製業 ○コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	製林業・木製品製造業(一部製林業を除く) 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)及び非鉄金属鋳物製造業	35%
第3種	一般製材業及び伸鉄業	40%
第4種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)及び繊維機械製造業	45%
第5種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第6種	でんぷん製造業 冷間ロール成型形鋼製造業 建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55%
第7種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60%
第8種	その他の製造業 ガス供給業及び熱供給業	65%

### 1-3. 届出手続き

敷地面積が 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築物の建築面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場(特定工場)については、次のような場合、市に届出が必要です。

届出が必要な場合		
事 案	届出の種類	届出期限
特定工場の新設(敷地面積若しくは建築面積の増加又は用途の変更により特定工場となる場合を含む。)	新設届 (法第6条第1項)	着工前90日 (30日まで 短縮可)
特定工場の敷地面積、建築面積、生産施設面積、緑地面積、環境施設面積等の変更(軽微な変更を除く。)	変更届 (法第8条第1項)	
政令の改廃により新たに特定工場となった既存工場が最初に行う に掲げる変更(軽微な変更を除く)	変更届 (法第7条第1項)	
既存工場が法施工後最初に行う に掲げる変更(軽微な変更を除く。)	変更届 (一部改正法附則第3条第1項)	
届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地を変更する場合	氏名変更届 (法第12条第1項)	事実発生後、 遅滞なく
譲受、合併等による地位の継承を行う場合	氏名等変更届 (法第13条第1項)	
特定工場を廃止する場合	廃止届	

特定工場は法律の施工時点により、次の2種類に分類されます。

- ・新設工場:昭和 49 年 6 月 29 日以降に設置された工場
- ・既存工場:昭和 49 年 6 月 28 日以前に既に設置されていた工場(工事中のものを含む)

次のような場合、届出は必要ありません。

届出が不必要な場合 (軽微な変更)
生産施設の増設、緑地、環境施設の面積の減少を伴わない建築面積の変更(事務所、倉庫等)
生産施設の修繕を行う場合で、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30m <sup>2</sup> 未満のとき
生産施設の撤去のみを行う場合
緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合

(1) 新設・変更の場合

新設	変更	書類の名称
		又は様式第1(特定工場新設(変更)届出書(一般用))
		様式B(特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書)
		別紙1(特定工場における生産施設の面積)
		別紙2(特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置)
		別紙3(工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置)
		様式例第1(事業概要説明書)
		様式例第2(生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図)
		様式例第3(特定工場用地利用状況説明書)
		様式例第4(特定工場の新設ための工事の日程)

「 」は生産施設、緑地、環境施設面積に変更がある場合、該当する届出書を提出してください。

「 」は工業団地特例を申請する場合、届出書を提出してください。

(2) その他の届け出

いずれも事後の届出となります。

届出の種類	書類の名称
氏名等変更	様式第3(氏名(名称、住所)変更届出書)
承継届	様式第4(特定工場承継届出書)
廃止届	特定工場廃止届出書

#### 1-4. 工業団地特例

工業団地内の特定工場の敷地面積・緑地・環境施設面積に関して、当該工業団地の共通施設の面積の一部を加えて算出します。

(面積算定式)

敷地面積

$$\text{当該工場等の敷地面積} + \text{工業団地共通施設の面積} \times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

緑地面積

$$\text{当該工場等の緑地の面積} + \text{工業団地共通施設のうちの緑地面積} \times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

環境施設面積

$$\text{当該工場等の環境施設の面積} + \text{工業団地共通施設のうち環境施設面積} \times \frac{\text{当該工場等の敷地面積}}{\text{工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計}}$$

工業団地共通施設とは  
工業団地内の、次に挙げる施設です。

- ・ 緑地及び緑地以外の環境施設
- ・ 排水施設、工業団地管理事務所、集会所、駐車場その他これらに類する施設の敷地

## 2. 用語の解説

### 生産施設(規則第2条)

#### 定義

(ア) 製造業における物品の製造工程(加工修理を含む)、電気供給業における発電工程、ガス供給業における製造工程又は熱供給業における熱発生工程(以下「製造工程」という。)を形成する機械又は装置が設置される建築物

(イ) 製造工程等を形成する機械又は装置での(ア)の建築物の外に設置されるもの

#### 製造工程等を形成する機械又は装置とは

原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設(受変電施設及び用水施設を除く。)をいいます。

#### 生産施設の面積の測定方法

生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定します。

工場等の建築物が生産施設となる場合には、原則として当該建築物の全水平投影面積となりますが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、工場全体の管理部門の事務所、食堂等であって、壁で明確に仕切られており、実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面背を除いた面積となります。

### 緑地(規則第3条)

#### 定義

(ア) 樹木が生育する $10\text{ m}^2$ を超える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であり、次の基準のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみて同等であると認められるもの

a  $10\text{ m}^2$ 当たり高木(成木に達したときの樹高が $4\text{ m}$ 以上の樹木)が1本以上あること。

b  $20\text{ m}^2$ 当たり高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木)が20本以上あること。

(イ) 低木又はその他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている $10\text{ m}^2$ を超える土地又は建築物屋上等緑化施設

#### 緑地とならないもの

(ア) 野菜畑、温室、ビニールハウスは緑地としません。

## 緑地の測定方法

緑地として区画された、上記に適合する土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を測定するものとしますが、

- (ア) 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく・置石・へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定します。
- (イ) 樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく・置石・へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地として測定します。(例1)
- (ウ) 一列の並木状に樹木が生育する土地又は建築物屋上等緑化施設でさく、置石、へい等により区画されていないものについては、両端の樹木間の距離に $1\text{m}^2$ を乗じた面積とします。
- (エ) 単独の樹木で届出時の樹木の水平投影面積が $10\text{m}^2$ を超えるものについては、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定します。
- (オ) 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設的面積については、当該面積が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設的面積を緑地面積として測定します。
- (カ) 緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ、緑地の面積が緑地以外の環境施設的面積の2倍程度である場合で、緑地以外の環境施設的面積も含めて、緑地の定義(規則第3条)の(ア)のa又はbの基準に適合する場合は緑地以外の環境施設的面積も緑地の面積として測定します。
- (キ) 区画された土地又は建物屋上等緑化施設の中に芝生( $10\text{m}^2$ を超える面積)と樹木が混植している場合には、芝生を除いた面積に対する樹木の植栽密度が上記の基準に適合する場合は、当該区画された土地全体を緑地として測定します。
- (ク) 法面(斜面)を緑化した場合の緑地の面積は法面(斜面)の水平投影面積を測定します。
- (ケ) 直立壁面において緑化施設を設置した場合の緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に $1.0$ メートルを乗じた面積とします。ただし、傾斜した壁面においては、緑化しようとする部分の水平投影面積とします。

## 緑地以外の環境施設(規則第4条)

### 定義

噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設(一般の利用に供するもの)、教養文化施設(一般の利用に供するもの)、野菜畑、雨水浸透施設、このほか工場又は事業場の周辺と調和を保つために整備することが特に認められるもの、その他これらに類する施設の用に供する区画された土地(緑地と重複する部分を除く)で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するような管理がなされるもの。(駐車場、クラブハウス、温室等は含まれません。また、広場等については公園的なものとします。)

### 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

- (ア) 緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地の面積を環境施設面積として測定します。
- (イ) 従業員用の体育館、クラブハウス、温室等はそれ自体は緑地以外の環境施設ではありませんが、緑地に附置され、一体をなしている場合には、体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定します。

# 工場立地法

(昭和三十四年三月二十日法律第二十四号)

最終改正:平成一二年五月三十一日法律第九一号

(目的)

**第一条** この法律は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行ない、もつて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(工場立地に関する調査)

**第二条** 経済産業大臣(工場立地に伴う公害防止に関する調査にあつては、経済産業大臣及び環境大臣。次条第一項及び第十五条の三において同じ。)は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。

- 2 前項の工場適地の調査は、調査をすべき地区内の団地を実地に調査し、並びに当該地区の地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件に関する資料を収集することにより行なう。
- 3 第一項の工場立地の動向の調査は、製造業(物品の加工修理業を含む。以下同じ。)、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業(以下「製造業等」という。)を営む者(以下「事業者」という。)の主要な工場又は事業場の設置の状況及びその設置に関する長期の見通しを個別的に調査することにより行なう。
- 4 第一項の工場立地に伴う公害の防止に関する調査は、大規模な工場又は事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地域で調査をすべきものを实地に調査し、当該地区及びその周辺の地域に係る地形、風向、潮せきその他の自然条件並びに土地利用の現況、環境保全及び開発整備の方針その他の社会的条件に関する資料を収集し、並びにその实地調査の結果及び収集した資料に基づき、電子計算機、模型その他の機械及び装置を使用して解析をすることにより行なう。

(工場立地調査簿)

**第三条** 経済産業大臣は、前条第一項の調査及び第十五条の三の報告に基づいて工場立地調査簿を作成するものとする。

- 2 経済産業大臣は、前項の工場立地調査簿を事業者、工場又は事業場を設置しようとする者その他これを利用しようとする者の閲覧に供するものとする。
- 3 第一項の工場立地調査簿には、前条第一項の調査又は第十五条の三の報告により知り得た事業者の秘密に属する事項を記載してはならない。  
(工場立地に関する準則等の公表)

**第四条** 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、次の事項につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

- 一 製造業等の業種の区分に応じ、生産施設(物品の製造施設、加工修理施設その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)、緑地(植栽その他の主務省令で定める施設をいう。以下同じ。)及び環境施設(緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項
  - 二 環境施設及び設置の場所により工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の悪化をもたらすおそれがある施設で主務省令で定めるものの配置に関する事項
  - 三 前二号に掲げる事項の特例に関する次に掲げる事項
- イ 工業団地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。)に工場又は事業場を設置する場合に、工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの
- ロ 工業集合地(製造業等に係る二以上の工場又は事業場が集中して立地する一団の土地(工業団地を含むものを含む。)をいう。以下同じ。)に隣接する一団の土地に緑地又は環境施設が計画的に整備されることにより周辺の地域の生活環境の改善に寄与すると認められる工業集合地に工場又は事業場を設置する場合に、工業集合地及び緑地又は環境施設について一体として配慮することが適切であると認められるもの
- 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣(工場立地に伴う公害の防止に係る判断の基準となるべき事項にあつては、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣)は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、第二条第一項の調査に基づき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関し事業者の判断の基準となるべき事項を公表するものとする。

**第四条の二** 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であ

ると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則(第九条第二項第一号において「地域準則」という。)を定めることができる。

- 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて区域の区分ごとの基準を公表するものとする。
- 3 第一項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

(工場立地に関する助言)

**第五条** 工場又は事業場を設置しようとする者は、経済産業大臣に対し、その工場又は事業場の立地に関する事項について、資料の提供又は助言を求めることができる。この場合において、経済産業大臣は、その所掌する事項に関し、必要な助言をするものとする。

(届出)

**第六条** 製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを除く。)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの(以下「特定工場」という。)の新設(敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が、第二条第四項に規定する地区のうち同項の規定による調査の結果に基づき大気又は水質に係る公害の防止につき特に配慮する必要があると認められる地区で経済産業大臣及び環境大臣が産業構造審議会の意見を聴いて指定するもの(以下「指定地区」という。)に属しない場合には、第六号の事項については、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては、加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)
- 三 特定工場の設置の場所
- 四 特定工場の敷地面積及び建築面積
- 五 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設及び第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)

- イ 工業団地に特定工場の新設をする場合当該工業団地の面積並びに緑地、環境施設その他の主務省令で定める施設の面積及び環境施設の配置
- ロ 工業集合地に特定工場の新設をする場合であつて、第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとするとき当該工業集合地に隣接する一団の土地に計画的に整備される緑地又は環境施設(以下この号及び第八条第一項第二号において「隣接緑地等」という。)の面積、当該環境施設の配置並びに隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する者が負担する費用の総額(第八条第一項第二号において「負担総額」という。)及び当該特定工場の新設をする者が負担する費用
- 六 特定工場における大気又は水質に係る公害の原因となる主務省令で定める物質(以下「汚染物質」という。)の最大排出予定量並びにその予定量を超えないこととするための当該汚染物質に係る燃料及び原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置その他の措置
- 七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日
- 2 前項の規定による届出には、当該特定工場の配置図その他の主務省令で定める書類を添附しなければならない。

**第七条** 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者(当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。)は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項(同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。)に係る変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同項第六号の事項については、この限りでない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(変更の届出)

**第八条** 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更(前条第一項の主務省令で定める軽微なものを除く。)をしようとするときは、主務省令で定め

るところにより、その旨(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項)を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同項第六号の事項以外の事項である場合その旨及び同号の事項
  - 二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四条第一項第三号ロに掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項の特例の適用を受けようとする場合その旨、隣接緑地等の面積、当該隣接緑地等における環境施設の配置並びに負担総額及び当該変更をする者が負担する費用
- 2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(勧告)

**第九条** 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項(敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合には、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合には、当該変更に係る部分に限る。以下同じ。)のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号の一に該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に関し必要な事項について勧告をすることができる。

- 一 特定工場の新設又は第七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更(以下「新設等」という。)によつてその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。
  - 二 特定工場の新設等をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当該特定工場に係る業種の用に供することとするよりも他の業種の製造業等の用に供することとするのが国民経済上極めて適切なものであると認められるとき。
- 2 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に対し、同項第五号又は第六号の事項に関し必要な事項について勧告をすることができる。
- 一 第四条第一項の規定により公表された準則(第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則を含む。)に適合せず、特定工

場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

- 二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3 前二項の勧告は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出のあつた日から六十日以内にしなければならない。

(変更命令)

- 第十条** 都道府県知事は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。

(実施の制限)

- 第十一条** 第六条第一項の規定による届出をした者、第七条第一項の規定による届出をした者又は第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から九十日を経過した後でなければ、それぞれ、当該特定工場の新設をし、又は第七条第一項若しくは第八条第一項の規定による届出に係る変更をしてはならない。
- 2 都道府県知事は、第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る事項について、その内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更の届出)

- 第十二条** 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

- 第十三条** 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該特定工場を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

#### **第十四条及び第十五条 削除**

(国の援助)

**第十五条の二** 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

(報告)

**第十五条の三** 経済産業大臣は、第二条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(大都市の特例)

**第十五条の四** この法律の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、[地方自治法](#) (昭和二十二年法律第六十七号) [第二百五十二条の十九第一項](#) の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(経過措置)

**第十五条の五** この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務省令)

**第十五条の六** 第四条第一項第一号若しくは第二号又は第六条第一項第五号イにおける主務省令は、経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

2 第六条第一項本文若しくは第六号若しくは第二項、第七条第一項又は第八条第一項における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

(罰則)

**第十六条** 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第一項の規定による命令に違反した者

**第十七条** 第十一条第一項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第十八条** 第十五条の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第二十条** 第十二条又は第十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。